

# 平成27年9月 川棚町議会定例会会議録

(第1日目)

平成27年9月10日 木曜日 (午前10時開会)

出席議員 (14人)

1番	山口	隆
2番	田口	一信
3番	三岳	昇
4番	久保田	和惠
5番	毛利	喜信
6番	堀田	一徳
7番	堀池	浩
8番	波戸	勇則
9番	小谷	龍一郎
10番	高以良	壽人
11番	小田	成実
12番	福田	徹
13番	村井	達己
14番	初手	安幸

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	山	口	栄	治
書 記	小	林	修	一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	山	口	文	夫
副 町 長	山	口	誠	実
教 育 長	古	賀	信	雄
総務課 長 兼選挙管理委員会書記長	住	吉	克	己
企画財政課 長	大	川	豊	文
地域政策課 長	野	上	英	了
税 務 課 長	中	尾		剛
健康推進課 長	成	富	浩	樹
会 計 課 長	三	岳		昭
住民福祉課 長	山	中	美 由	紀
農林水産課 長 兼農業委員会事務局長	太	田	啓	寛
建 設 課 長	照	本	茂	法
ダム対策室 長	福	田	多	肥
水 道 課 長	廣	田	洋	一
教 育 次 長	吉	永	文	典
行 政 係 長	荒	木	俊	行

## 議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 行政報告
- 第5 一般質問

( 1 0 : 0 0 )

**議** 長 ご起立願います。おはようございます。ご着席ください。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、平成27年9月川棚町議会定例会を開会します。これから本日の会議を開きます。

**議** 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、川棚町議会会議規則第125条の規定によって、堀池浩議員及び波戸勇則議員を指名いたします。

**議** 長 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、お手元に配布しております会期日程案のとおり、本日から9月29日までの20日間と決定したいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議** 長 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から9月29日までの20日間と決定いたしました。

なお、議事日程につきましても、お手元に配布のとおりであります。

( 1 0 : 0 1 )

**議** 長 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

去る7月21日に川棚町において、平成27年度第19回長崎県大村東彼地域基幹農道建設促進期成会総会が開催され、大村東彼地域基幹農道の早期建設を実現するため、期成会の総力を結集し、川棚西部地区の早期完成に向けて、関係機関・団体との連携を図ること等を確認し、事業の進捗状況等についての説明を受けております。

次に8月2日、川棚町において、平成27年度東彼杵道路建設促進期成会総会が開催されました。現在、県北地域から県央、県南地域へ向けた唯一の生活・産業の基幹道である国道205号は、ほとんどの区間が片側一車線の道路であり、一部が迂回路のない単一路線であることから、長崎空港への定時制の確保とともに、事故や災害発生による沿線地域の孤立化と、生活・産

業・救命救急道路としての機能が遮断されるといったことが課題とされてきました。

従って、その対策が急がれ、早期実現に向けて要望活動を行ってきましたが、平成6年に候補路線の指定を受け21年を経過しているにもかかわらず、未だ実現に至っていない状況にあります。

今年度は、現状を踏まえ、会員及び組織の充実、拡大を行うため、副会長を5名にする会則の一部改正を行うとともに、①東彼杵道路の計画段階評価に早期に着手すること。②国道205号に係わる交通安全対策事業・防災対策事業及び道路施設整備の促進を図ること。③地方の道路整備促進に必要な財源を確保すること。を決議し、建設実現に向けて国・県等へ強く要望していくことが確認されました。なお、お手元に本総会の決議文を配布いたしておりますので、後ほどご一読をお願いいたします。

次に、8月17日長崎市において、平成27年度「長崎県後期高齢者医療広域連合議会」定例会が長崎市で開催され、正副議長の選挙と各委員の選任を行い、平成26年度一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算の審査、認定、その後一般質問1件が行われて閉会いたしました。

その他の諸報告につきましては、お手元に配布した「議長諸報告」が、6月定例会以降、私が主に出席した会議であります。

その他、お手元に配布しておりますとおり、例月出納検査の結果に関する報告書が、6月実施分、7月実施分、8月実施分が監査委員から提出をされておりますので、ご一読願います。

また、本定例会までに受理した『戦後70年・国民平和大行進にあたってのご協力のお願い』、『外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳情』については、配布にとどめますのでご了承をお願いいたします。以上で、私からの報告を終わります。

(10:05)

**議 長** 次に、日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可します。

**町 長** 皆様おはようございます。本日ここに、平成27年川棚町議会9月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、ご健勝にてご出席を賜り、定刻開会をいただきまして、誠にありがとうございます

います。

それでは、地域おこし協力隊について報告を1件させていただきます。地域おこし協力隊につきましても、本年度2名を採用することとして募集を進めておりましたが、4名の応募がありまして、選考の結果、9月1日付で1名を採用したところであります。採用いたしました地域おこし協力隊員は、兵庫県尼崎市の出身で、年齢が56歳の男性であります。これまで様々な職業に就かれて、人生経験が豊かであり、イベント等の企画、運営にも長けておられるようで、今は川棚町の観光資源や農業の状況について情報収集をされているところでございます。なお、あと1名の地域おこし協力隊員につきましても、年度内に募集をいたしまして、採用することといたします。以上、行政報告とさせていただきます。

次に、本定例議会での行政からの提出議案は、人事に関する同意案件1件、平成26年度各会計決算認定8件、平成27年度各会計補正予算6件、条例の一部改正3件、人事に関する諮問1件、その他2件でございます。提案理由につきましては、その都度、説明させていただきますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。以上でございます。

**議 長** 次に、日程第5、一般質問を行います。

本定例会での一般質問通告者は4人です。これから通告順に従って質問を許可します。まず、久保田和恵議員。

**4番久保田** おはようございます。4番、久保田和恵です。通告文に従い、一般質問を行います。

まず第1に玄海原発等の事故に対する対応についてです。福島第1原発の事故から、明日で4年半が経過しますが、原発周辺の時間は事故当時から止まったままで、あふれる地下水による放射性物質の拡散ばかりが進行しています。ふるさとと暮らしを丸ごと奪われた住民の苦悩は、時間の経過とともに深刻になるばかりで、未だまだ約12万人の人が、ふるさとを離れ避難生活を強いられています。災害から命は助かったものの、原発事故により自らの命を絶った人、健康と生業のはざままで家庭が崩壊した人、原発事故は多くの住民を悲しみの淵に追いやってしまいました。

そんな中で、政府と電力会社は、福島事故などまるでなかったかのよう  
に、再稼働に向けて進んでいます。安倍内閣は、新基準は世界最高水準、安  
全が確認された原発から再稼働すると繰り返し、経済界は前のめりに原発依  
存に突き進んでいます。このままいけば、九州電力は新基準を根拠に、川内  
原発に続き、申請中の玄海原発再稼働に大きく舵をとると考えられます。再  
稼働し、万が一にも事故が発生したとき、多くの松浦市民が避難先としてい  
る本町として、あらゆる受け入れの責任を負う覚悟があるのか、次の点につ  
いて町長の考えを尋ねます。

一つ、本町には約5千人の松浦市民の方が避難して来られます。年齢構  
成、性別、病歴、介護状況などの区別数字は把握しているか。

二つ、児童生徒の学業に支障のないよう、各学校との連携は十分なのか。

三つ、現在、グループホームに入所されている方、通所サービス、訪問介  
護を利用している方たちの受け入れ体制は十分か。

四つ、病人、障がい者、乳幼児、妊婦などへの医療機関や食事の対応、保  
育態勢は万全か。

五つ、避難が長期化した時の住居の準備は。

六つ、避難の長期化を見込んで、避難収容施設への太陽光発電パネルの設  
置を県に要望する考えはないか。

七つ、スクリーニング及び除染により発生した汚染水の処理及び地域・漁  
港に対する協力の呼びかけは万全か。

八つ、これまで3回の避難訓練が行われました。今のやり方で実際に避難  
の受け入れができるのか。受入町として松浦市に要望を伝える考えはないの  
か。

九つ、原発事故と同時に本町において自然災害が発生した場合、対応は可  
能なのか。

そして、川内原発から140km、玄海原発から50km圏内にある本町  
として、どう取り組むのか。そして、一昨年9月、大飯原発が停止して、  
日本中の原発が停止した原発稼働ゼロの期間が700日を超えました。電気  
が足りていることはこのことから証明されます。また57%の国民は再稼働  
反対です。さらに福井地裁は、規制基準は合理性を欠くとして、高浜原発  
3、4号機を運転してはならないとする画期的な仮処分決定を下しました。

ひとたび事故を起こしたら、空間的にも時間的にも際限なく広がる異質の危険を持つ原発と人類は共存できません。使用済み燃料の処分方法が存在しないことも原発の致命的な大問題です。

安全神話は崩れたのです。福島原発事故を教訓として、日本の未来、子供たちの未来のために、政府と電力業界に原発再稼働はするなという考えはないかお尋ねします。

第2に、川棚町地域防災計画書についてお尋ねします。川棚町地域防災計画書の第2節、避難行動要支援者の避難に関する計画に、避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲が定められています。その根拠をお尋ねします。

一つ、要介護認定3以上の判定を受けている者とあります。要介護1、2において、歩行が不安定で人の援助が必要となっている高齢者、それから単身の方の取り扱いはどうするのか。

二つ、身体に障がいのある人で、等級の低い人の取り扱いはどうするのか。

三つ、町長が必要と認めた者とは具体的に。

以上で、壇上での質問を終わります。

**町長** 久保田議員から、ただいま2項目についてご質問いただきましたので、まず玄海原発等の事故に対する対応についてのご質問にお答えいたします。

原子力災害対策につきましては、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に基づいて、原子力施設の原子力災害対策について都道府県、市町村及び関係機関がとるべき措置を定めることとされておりますが、本県におきましても、長崎県地域防災計画の原子力災害対策編において、その対策が定められており、第1章第5節第3項に、避難対象市から避難者を受け入れる地域として、佐世保市と東彼三町が受入市町とされております。そして、受入市町におきましても、地域防災計画書に避難者の受け入れ等にかかる事項を記載するよう規定されておりますので、本町におきましても避難受入計画書を策定しているところであります。

そこで、①の本町には、約5千人の松浦市民が避難して来られるが、その年齢構成、性別等の区分別の数字は把握しているかとのご質問でございますが、避難元の松浦市民の年齢構成、性別等の情報につきましては、松浦市の



方で把握され、病状、介護状況等の付加情報につきましては、松浦市の避難行動要支援者名簿に掲載されていると伺っております。個人情報以外で区分別の数字的なものであれば、松浦市から情報提供は可能であると考えております。

次に、②の児童生徒の学業に支障のないよう、各学校との連携は十分かとのご質問であります。県の地域防災計画原子力災害対策編の中に、文教対策計画の記載があり、児童生徒の安全確保のほか、応急教育の実施や公立学校の避難所となる場合の対応等が定められており、仮に避難が行われる際には、この計画に基づいて県や市町の教育委員会、学校間、関係部署が連携して対処されることになっております。

次に、③のグループホームに入所されている方、通所サービス、訪問介護を利用している方たちの受け入れ態勢は十分か。のご質問であります。いろいろなサービスを利活用されている方々が多数避難されてきても、本町内の施設利用やサービスの提供には限界があることは言うまでもありません。そこで、現在、グループホームを含む福祉施設入所者の避難対策につきましては、長崎県、平戸市、佐世保市、壱岐市のほか、長崎県社会福祉協議会等の関係機関団体等で受け入れ先を調整中であると伺っております。なお、本年秋に実施予定の原子力防災訓練の際に、実効性が伴うよう、県が施設間の避難訓練を行う予定であると、このように聞いております。

次に、④の病人、障がい者、乳幼児、妊婦等への医療機関や食事の対応、保育態勢は万全かとの質問であります。避難の際に配慮を必要とする方々に対しても本町での対応には限界があります。県の地域防災計画、原子力災害対策編に記載のとおり、関係機関における要介護者に対する配慮や、医療機関、社会福祉施設における避難計画に沿って対処していくこととなりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

また、食事対応についても、この計画に沿って対応していくこととなります。

次に、⑤の避難が長期化した時の住居の準備についてのご質問ですが、福島第一原子力発電所の事故により、全国に避難された被災者に対しては、福島県内に仮設住宅や復興住宅が整備されるまでの間、災害救助法が適用され、公営住宅や借り上げの民間住宅が長期間無償で被災者に提供され、

その経費についても最終的には国が負担したと聞いており、仮に原子力災害が発生した際には、同様の対応がなされるものと、このように考えております。

次に、⑥の避難の長期化を見込んで、避難収容施設への太陽光発電パネルの設置を県に要望する考えはないかのご質問であります。学校等における太陽光発電導入事業につきましては、国の補助規定が設けられておりますが、災害発生時においても稼働が可能となるよう、原則、停電時でも使用が可能となる機能を付加することとされておりますので、太陽光パネルの発電施設と蓄電池を設置する必要がございます。そもそも売電を目的とした設備ではなく、開放時と停電時に稼働することとなるため、通常時における電気料との対費用効果が認められないと判断されますので、太陽光パネルの設置について要望する考えはありません。

次に、スクリーニング及び除染により発生した汚染水の処理及び地域漁協に対する協力の呼びかけは万全かについてのご質問でございますが、汚染水処理等につきましては、現在、国において具体的な考え方等を検討中とのことであり、その結果が出次第、県の地域防災計画に盛り込まれることと聞いております。

次に、⑧のこれまで3回避難訓練が行われたが、今のやり方で実際に避難の受け入れができるのか、受入町として松浦市に要望を伝える考えはないかのご質問であります。ご質問の意味が分かりませんので、何をどのように要望せよとおっしゃっているのか、具体的にご質問をいただきたいと存じます。

次に、⑨の原発事故と同時に本町で自然災害が発生した場合、対応は可能かのご質問でございますが、本町での自然災害の対応を優先すべきだと、このように考えております。

次に、⑩の川内原発から140km、玄海原発から50km圏内にある本町として、どう取り組むかについてでございますが、これにつきましても質問の内容が分かりませんので、何をどう取り組むのか再質問をお願いいたします。

次に、⑪の福島原発を教訓として、日本の未来、子供たちの未来のために政府と電力業界に原発再稼働をするなという考えはないか、についてであり

ますが、原発再稼働につきましては、国のエネルギー政策として進められておりますので、反対の意思を示す考えはありません。国民の中には、様々なご意見等がありますので、再稼働をする場合には、安全性の根拠等について、政府が丁寧に説明をして理解を得ることが肝要であると、このように考えます。

次に、川棚町地域防災計画についてのご質問にお答えいたします。まず①の、要介護1、2において、歩行が不安定で人の援助が必要な高齢者、単身の方の取り扱いについてであります。本町の地域防災計画書の避難行動要支援者の避難に関する計画に掲載する者の範囲を定めておりましたが、要介護状態区分が3以上の判定を受けている者と定められておりますが、議員のたまたまの質問のように、要介護1、2の判定を受けている方の中には、歩行の不安な方や、排泄や入浴などの介護が必要な方がいらっしゃることは十分理解しておりますので、このような方々についても把握可能な限り、要介護3以上の方と同様、名簿に掲載することにいたしております。

次に、(2)の身体に障がいのある方で、等級の低い人の取り扱いについてであります。身体に障がいのある方で、身体障害者手帳1級、2級、3級の交付を受けた方々を、避難行動要支援者名簿に掲載することとしておりますが、4級、5級、6級の障がいを持った方々の中にも支援を要する方がいらっしゃると思っております。しかし、障害者手帳が交付されていても、等級だけでは個々の状況や生活の実態が把握できないことから、現時点においては、地域見守りネットワークにおいて要援護者支援の申請を行っていただき、ネットワーク名簿に登録された方々を当該名簿に掲載することといたしております。

一つ目の質問と二つ目の質問で、名簿に掲載する根拠として、その他災害時の自力避難に不安を抱く者で町長が認めた者として掲載するものであります。

次に(3)の、町長が必要と認めた者とは具体的に、とありますが、一つ目と二つ目の質問に回答したもののほかに、一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯の方、妊産婦及び乳幼児といった方々を想定しておりますが、それよりも避難に支援を要する方々については、担当部署あるいは関係団体との情報提供により、避難行動要支援者名簿に掲載していく考えであります。以

上、答弁とさせていただきます。

**4 番 久保田** 町長の答弁をお聞きしていて、がっかりしております。この問題については、3年半前から私も2回、同僚議員が1回質問をしておりますが、まったく進展があっていない。そのことで、再質問をしていきたいと思えます。

一番大事なのは、本町に約5千人の方たちが避難して来られる。年齢構成や性別、病歴、介護状況、こういうのをつかんでいないとまったく一步も前に進まないと思うんですね。国の対策、県の対策待ちでは、優しさではないけど、受け入れますという意味の表明が全くなされていないと思えます。そのことについて、私は松浦市の防災担当の方に尋ねました。総務課の方に資料が送られてきておりますが、3年半前に福田議員の質問に対して、町長は2万4千人の3分の1の8千人ぐらいが避難されて来られるだろうということでしたけれども、詳しく問い合わせてみましたら、川棚町には4,934人の方が避難されてきます。未就学児が230、小学生が252、中学生が152、高校生153、それから65歳以上の方が1,694、要介護3以上の在宅の人が74、この方たちを把握しないと、川棚町はどう動けばいいかということは出てこないんじゃないでしょうか。そのことについてはどう思われますか。

**町 長** お答えいたします。まず、この原子力災害については、県の方で計画が策定されておまして、それに基づいて町も受け入れのための計画書を策定しております。町の計画書にはですね、避難受け入れの計画を定めておりますけれども、あくまでも松浦市の避難行動について町は支援をするんだというスタンスでおります。そういったことから、先ほど答弁いたしましたように、避難されてくる方たちの情報についても、松浦市の方で把握をしていただければ、そのことをこれまでの訓練の中で反省会もしておりますので、そういった反省会の中で情報提供をしていただければ、少しずつ対策を立てていくということで、町の方で積極的に、今それを講じるということについては、議員が今おっしゃっているようなところまではできていないのが現状であります。

**4 番 久保田** そういうふうに言われれば、町は指示待ちの態勢しかできないということだと思えます。それは県の動きがまったく止まったままの

状態なので、私は町として、先ほど再質問したように早く対策をとるように県をせつついてもらいたいという考えで、これから先の再質問をしてきたいと思います。

県も町も、受け入れ態勢を待つという態勢では、安全神話の中に浸かりきって、あるはずがない、起こるはずがないとっていていっしょることでそういう回答が出てくると思います。

それでは第2問目にいきますが、児童生徒、学業に支障のないように、学校との連携は十分かということに入りますけれども、これも県の指示待ちで動こうとされているんでしょうけれども、とんでもないと思いますよ。それはいつ事故が起こるか分からないということ、それを考えておかないとできないことだと思えます。先ほど言いましたように、小学生が252人、中学生が152人来るわけですよ、こちらに。町長は以前も答弁されたように、一週間程度ここに滞在されて、その後のことは曖昧にされた様な答弁だったと思うんですけれども、とんでもないことだと思えます。小学校についてもですね、御厨小学校と星鹿小学校、ここには御厨町の一部と大島町の一部と星鹿町が避難されて来られます。そして、御厨町にも小学校がありますし、星鹿町にも小学校があります。中学校は御厨町だけですけれども、そういう学校区が違った子たちが、川棚町にある三小学校にどういうふうを受け入れるかというのは、今から考えておかないといけないことではないでしょうか。

**町長** お答えいたします。まず久保田議員はただいまの発言の中で、事故は絶対に起こるはずはないという考えのもとで計画を立てているというような趣旨の発言をされましたけれども、要は、万が一事故が起きればというスタンスのもとで計画が立ち上げられ、そして進められているというふうに私は理解をいたしております。そういった立場の違いがあるようでございます。

そして子供たちが避難してきた場合を想定してのご質問がありましたけれども、子供たちが避難をする、それについては一般の方々と同様でありまして、避難先の、例えば学校に避難をしてもらうとした場合には、それなりの本町の学校運営にも支障があるということは十分理解いたしております。そういったことで、その件については教育委員会と連携をしながら、今後、対

応していくということにしておりまして、具体的には教育長にお尋ねいただきたいと思います。

**4 番 久 保 田** 万が一事故が起きれば、ということの想定で計画を立てるって、福島第一原発の事故は万が一のことが、今まであり得ないと考えていたことが起きたわけですから、だからいつ起きるか分からないということは、常に頭に入れておかななくてはいけないことではないでしょうか。

そして、子供たちを受け入れる施設、配分される小学校、中学校の体育館とか、いきがいセンターとか、いろんな避難場所を設定されましたが、そこに子供たちを長期に置いておくわけにはいかない。毎日の授業という、学業ですね、怠らないようにしなくちゃいけないということは、常に考えておかななくちゃいけないと思うんですね。私は教育委員会の方の協力をえまして、各学校に子供たちを受け入れることのできる教室があるのかと調べてもらいましたが、8月21日の回答で、今、机や椅子やしっかりと配置されて、すぐに活用できる空き室は三小ともありません。中学校にもありません。その間、子供たちはどういうふうにするのでしょうか。毎日の学業は、一週間程度のことで何もしなくて、体育館や集会場なりにみんなと一緒に放り込まれた状況のままでよろしいのでしょうか。私が万が一の事故が起きた場合のことであって、考えなくてもいい、取り越し苦労のことなのでしょうか。

**町 長** お答えいたします。まず先ほど、議員の方からは、県も町も絶対に原発事故は起きないんだというスタンスで計画を進められているというような発言がありましたので、それに対してはそうじゃないんだと。万一、福島原発のような事故のようなことが発生した場合を想定して、この計画が定められ、そして今訓練等をしておりますので、そのことは理解をしていただきたいというふうに思います。

今あの具体的に質問がありましたけれども、県の説明会、あるいは訓練等についても、毎年実施をされております。そういった中で、問題を明らかにし、そして次の対策をとるというようなことで段階的に進められておりまして、今議員から質問があったような具体的なことについては、これまで説明を受けておりません。そういったことで、答えようがございません。

**4 番 久 保 田** 具体的に3年半前の同僚議員の答弁と、私の質問に対して町長が答えられたことに対してお尋ねします。

4番目のですね、病人、障がい者、乳幼児、妊産婦への医療機関の対応とか食事の対応、このことについては、県はコンビニとか、そういったいろんなところと連携を組んで対応するんだというふうに答えられております。私はあるコンビニエンスストアのオーナーの方に問い合わせました。県の方からそういうふうな要望があっているのかと、要請があっているのかと、事故が起きた場合の対応はできるのかということを知りました。川棚にあるお店の人たちは聞いていないと。そしたら本店に問い合わせさせていただきました。そしたら、県の方からそういう問い合わせも来ていないということです。けれども3年半前のことですから、もうすでにそういう対応は、こういう大きい会社と連携を組むためには、もうすでに動き出さなくてはならないのではないのでしょうか。そうは考えられませんか。

**町長** お答えいたします。コンビニの対応はですね、実は主には食事の対応だというふうに思っております、これについては大規模災害時が発生した場合には、通常、そのために食料品を備蓄するというふうな方法がこれまであったんですが、近年では、コンビニが24時間営業しておりますので、そういったところから調達した方がいいのではないかと、実は災害時の場合の応援協定を結んでおります。町とコンビニエンスストアとですね。だからそれに基づいて対応できるものと、私は理解しております。

**4番久保田** コンビニの方にお尋ねしました。糖尿病とかですね、そういう疾病のある方たちの食事については、カロリーを抑えて作ることはできると。しかし、離乳食の対応は難しいとおっしゃっています。そういうことも含めて万全と考えていらっしゃいますか。

**町長** お答えします。今議員は、まったく対応していないんじゃないかという質問がありましたので、そういった対応をしておりますという答弁をいたしております。その具体的に糖尿病とか、という方たちが避難してきたときにはどうするのかということについては、即座にはコンビニエンスストアも対応できないのではないかと思います。今後、検討してまいります。

**4番久保田** 6番目の収容施設への太陽光パネルの設置を県に要望する考えはないと言われました。設置すれば、必要のない時は学校で使ったり売電

したり、そういうことはいいと思いますよ。そして、避難してきた人たちが一番つらいのは、肩身が狭い思いをしてお世話になっているという、そういう感覚が避難してきた人たちのプライドを傷つけるというふうに聞いております。それならば、県が設置して、停電時でも、十分電気を使えるということを考えれば、避難先に充てられた川棚町ですから、当然、要望していいんじゃないでしょうか。何も費用対効果のことも言われましたけれども、設置した後は黙って寝せておくことはないですし、使わせてもらえばいいのではないかと思います、それでも要望する考えはあられませんか。

**町** **長** お答えします。先ほどの答弁の中で間違っただけで答弁しておりますので、まず修正をさせていただきます。

大規模災害時にコンビニと協定を結んでいるということについては、これは県が結んでおります。町が結んでいるのは、その他に、例えばエレナさんとか、ユートクさんとか、そういったところと提携をいたしておりますので、先ほどの答弁の修正をさせていただきたいと思っております。

それから、太陽光パネルの設置の件についてでありますけれども、費用対効果ということも当然、町としては考えなければいけません。先ほども言いましたように、学校施設の整備については補助事業がありますので、それは活用していけば対応は可能だと思いますけれども、多額な経費がかかります。太陽光パネルだけじゃなくして、一般的に太陽光パネルを設置する場合には売電ができます。余剰電力は売電ができます。しかし、学校施設につきましては、補助事業を活用しましたら売電はできません。そういった制度になっております。そうしますと、余剰電力は蓄電器に蓄積をして、そしていざというときに使うということになりますので、蓄電器の設置の費用が相当かかります。補助率が2分の1ですから事業費の50%は川棚町が負担をするという、そういったことを諸々考えた場合に費用対効果がどうなのかということによって答弁をさせていただきました。以上、ご理解を賜りたいと思っております。

**4 番 久 保 田** それでは先ほど、具体的に聞きたいと言われた8番目の松浦市に対する避難訓練のときの要望ですね。これはですね、避難訓練に参加されたと思いますが、3回やりましたけれども、前日から会場を設営された状態なんですね。そして避難されて来られるときは、ご覧になられたように白



バイの誘導で、バスで健康的な人が30人程度です。新しい直近の1月24日土曜日にも、中学生男子17名、女子14名の31名、この子たち元気な子ども達ですよ。しかも土曜日、常にそういうふうに少数で健康的な人たちだけが避難して来られています。そして前日からの設営、これではいくらシミュレーションをしたとしても、原発事故というのはどういうふうにかかるか分からない。それはそうだと思います。だからそういうふうなことをもっとこちらが緊急を要するような、そういうふうな要望をしてはどうかと思います。

それから、町長は以前、被爆をした人たちは、この町には逃げて来ないんだというふうにおっしゃっていますが、被爆した人たちが来て、スクリーニングをして除染をするわけです。その除染をする時の水は、誰がどういうふうを用意するのか、除染をした汚染水はどう処理するのか、そして、人だけではなく、人を運んできた車やバス、そういうのも汚染して入ってくるわけですから、その除染した水、そういうのはどう対応するのかですね。勤労体育センターでするわけですから、当然、平島の人たち、地域の下組の人たちに理解をもらわなくちゃいけない。汚染水の処理によっては漁業関係の人たちにも迷惑をかける。風評被害を恐れる前に、実際にそういうことが起こるということを想定して行動しなくてはいけないと思います。このことを尋ねます。

**町長** お答えします。先ほどの具体的に質問をしてくださいということで、今質問がありましたけれども、最初の方はよく分かりませんでしたので、また質問をお願いいたします。

久保田議員がおっしゃったように、あの当時はですね、被爆した方は川棚町には避難して来られないというふうに理解しておりました。その後の説明では、もし万一事故が発生した場合には、一瞬でも早く避難をした方がいいだろうということで、避難先のところでスクリーニングをするんだという説明を受けて、そのように理解をしております。そういったことで議員がおっしゃるような新たな問題が発生したわけでございますけれども、これについては現在、先ほども言いましたように、現在、国において具体的な考え方が検討されているということで、それを受けて県の地域防災計画に盛り込まれるんだというふうに説明を受けております。以上でございます。

**4 番 久保田** 受け入れる町としては、県に対して手ぬるいと、積極的に計画を進めろというふうに言ってもらいたいと思います。先ほど、あるコンビニエンスストアに聞きましたように、県からの要請は本部の方にもあっていないということですから、嘘を言われるとは思いませんので、私は9月8日に回答をもらいました。そのことは言っておきます。

そして、原発と同時に本町において自然災害が起きた場合には、本町の災害の方を優先するとおっしゃいました。そして2年半、3年半前に同僚議員の質問に対して、どういう避難に必要なものが用意されているのかということに対して、いきがいセンターの方で若干用意してあるのかということでした。私も3年前にいきがいセンターに聞きました。そして9月1日の防災の日に改めて聞きに行きましたが、毛布10枚、バスタオル10枚、タオルケット10枚、ブルーシート5枚、緊急セット2個、米20kg、漬物、缶詰、歯ブラシなど、これは川棚町だけの災害が起きた時でも、これでは足りないと思います。もっと急ぐべきだし、県に言ってもらいたいと思いますが、これだけで緊急に町として、これでとどめておいていいと思いますか、この数で。

**町 長** 今議員がおっしゃったように、こういった対応は必要だというふうに認識はしております。ただ現実問題、そういった備蓄を長期間にわたってできるかと言いますと、不可能ではありませんけれども、現在は先ほども言いましたように、ユートクさんとか、そういったお店がありますので、そういったところと連携をして、そして緊急の場合には取り寄せるということが一番現状では良い方法ではないかということで、当該企業さんと提携をして、そしていざというときには迅速に対応してもらおうということにしております。

**議 長** 久保田議員、時間も考えながら通告に従って質問してください。

**4 番 久保田** ではあの、それ以外の人たちにもちゃんと対応するというふうにおっしゃいましたので、それを信じて第2問目はあれしていきたいと思っています。

川棚町と原発事故が発生したときはですね、あのときは自治会、消防団、ボランティアなどに協力を要請するとおっしゃいました。川棚の消防団は定

員割れをしております、波佐見町とか東彼杵町と比べてですね、川棚の消防団員さんは、一人当たり町民50名を抱えているんです。このことでも大変だと思いますし、東彼杵町に要請するとかとてもできません。東彼杵町にはですね、町民の2倍の1万5千人の方々が避難されますので、とても要請はできませんので、うちの町だけで対応していかなくてはいけないというふうに思います。それと、その川内原発140km、玄海原発から50km圏内にある町としては、やはり福島原発と同じように受け入れることができなくて、避難を考えられる住民の方も出てくると思います。だから、その方たちにも当然、対応していただかなくてはいけないと思います。

最後に、政府にも言う考えはないというふうにおっしゃいましたけれども、玄海原発がなぜ危ないかと言えばですね、原子炉の建屋がなくて、むき出しの状態ですね。ですから9月11日、アメリカで多発テロが起きました。あれからちょうど14年になります。明日ですね。そのように航空機墜落事故なんかで破壊される可能性だってあります。もう一つ大きな問題は、原発の施設があるというだけで、子供たちの胎児とか幼児ですね、この子供たちの白血病、これが全国平均の1.1倍あるということです。玄海原発は加圧水型ですから、トリチウム、放射線水素というのが圧倒的に多いというふうに言われております。そして、玄海原発だけとは限りません。施設があるところに近づけば近づくほど、白血病の発症率が高くなる。私たちは50km圏内で関係ない自治体というふうに考えないで、全国の子供たちの安全、安心のためにもですね、原発はいらないと。

そして、モックス燃料を炊いているということは、プルトニウムを燃やすわけですから、プルトニウムは長崎に落ちた原爆と同じ中身です。核兵器を抱えているのと同じと考えても言い過ぎではないと私は思っております。ぜひですね、国民の6割近い人たちが原発再稼働反対と言っております。川内原発は稼働するでしょう。そういうことを踏まえてですね、玄海原発再稼働をやめろと、全国の再稼働を慌ててするなということを自治体として言っただけだとお聞きしたいです。そういう考えはあられませんか。

**町長** お答えします。最初にも言いましたように、そういった考えは持っておりません。なぜならば、わが国では平成14年6月にエネルギー政策基本法が制定をされておりました、その第5条に国の責務、6条に地方

公共団体の責務、7条に事業者の責務、そして8条に地域住民の協力、9条には、そういった関係者の総合協力、そういったことが謳われております。国の責務としては、このエネルギーを有効に活用するために基本計画が定められておまして、その基本計画もここに載っておりますけれども。

議 長 町長、時間が来ました。簡明に。

町 長 一つだけ紹介を。

議 長 時間が来ましたので。

町 長 終わります。

議 長 久保田議員、あえて申し上げますけれども、一般質問は通告制度をとっております。時間も限られて設定しているのは、みなさんの合意で進めているわけですね。今の質問の中で、私は時間配分も考えてと申しましたけれども、地域防災計画については質問できなかったわけでしょう。通告制をとっていて、傍聴者もおられる中で、こういう議会運営をしているのに、時間配分を考えずに、大事なあと一つの質問をできないというのは、非常に遺憾だと思います。以前にも申し上げたかと思いますが、お互いルールを決めて、一般質問をやっていくわけですから、そのへんを十分考えて、時間配分をして今後は対応してもらわなければ、一般質問としての重み、重要性が軽くなってしまいます。以上、ご注意願います。あえて申し上げます。以上でよろしいですね、終わります。

議 長 ここで、しばらく休憩いたします。

( 1 1 : 0 2 )

(…休 憩…)

( 1 1 : 1 0 )

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 次の質問に移る前に、私の方から発言の訂正をさせていただきます。先ほど、久保田議員の一般質問の終了時点で、時間配分等の件について、私の方から注意を申し上げました。その折に、2問目の質問につきましては、もう質問をしないという発言があったというふうに今お聞きしております。私はその発言を把握しておりませんでしたので、2問目の件についても触れて注意をしたということでもあります。これは私の解釈、発言が聞こえなかったということでの間違いでございますので、お詫びして議事録等に

については訂正をさせていただきます。ただ、一問目の質問に関して、町長の答弁が途中で時間切れになったという点については事実でございますので、今後ご注意いただきたいというふうにいたしたいと思っておりますので、お詫びして訂正、ご理解をお願いいたしたいと思っております。

**議 長** 次に、田口一信議員。

**2 番 田 口** 議席番号2番の田口です。マイナンバー制度の一点について一般質問をいたします。

(1)として、制度の周知と利用範囲についてであります。まずマイナンバー制度という言葉聞いたときに、それ何と反応する町民が多いように思います。すなわち、知らないということです。略称、番号法、すなわち行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律によって、国民全員一人一人に、その人に固有の、原則として一生変わらない12桁の個人番号が市町村長から割り振られるということ、その割り振られた番号の通知が本年の10月から各人になされることなど、まだあまり町民に十分に認識されていないように思います。ましてや、そういうふうに番号を割り振って、どのように利用されるのか、あるいは国民に利便性があるのか、あるいは個人情報流出などの危険性はないのか、こういったようなことについて、まだまだ町民は十分に理解できていないのではないかと思います。このマイナンバー制度は、最初は労働、社会福祉関係、税関係、そして災害対策関係に利用されることになっております。確かに、行政側にとっては、個人の所得の状況や、各種給付の受給状況などをきちんと把握できて、公平、公正な行政の実現という面で良い面があると思っております。また一方、国民の側に立っても行政に提出する書類が削減されるなど、手続きが簡素化され利便性が向上し、国民の負担が軽くなるというメリットがあります。すなわち、マイナンバー制度は行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平、公正な社会の実現を図るという趣旨の制度です。

先週、このマイナンバー制度についての改正法が成立し、さらに2018年からマイナンバーと預金口座を連動するということにもなりました。政府が個人の資産をより正確に把握できるようになるという面は少し抵抗感がありますが、個人にとっても個人番号カードをクレジットの決済に使えるようになるなどの利便性も向上します。このようなマイナンバー制度についての

町民への周知についてはどのようにされているのかお伺いします。また、今年10月以降、各人に送られる通知カードは、原則として本人の住民票の住所に送られるのですが、例えばDV（ドメスティックバイオレンス）、すなわち家庭内暴力の被害者など、住民票の住所で受け取るのは都合が悪い人もいるわけですし、そういう人はあらかじめ届け出れば、他の場所で受け取ることもできるようになっております。その届け出は9月25日までにするようということになっておるわけです。そういったことの周知及び準備は万全にできているのでしょうか。その点をお聞きいたします。

次の点についてですが、子供についてももちろん、生まれた途端にマイナンバーが割り振られるわけですが、この子どもが実際に自分の番号を使うようになるのは、おそらく高校を卒業して就職をするときぐらいだと思われまします。雇用保険や社会保険の手続きをするときです。そうすると、子供についてのマイナンバーは、親が長期間にわたって通知カード、あるいは個人番号カードを保管しておくことが必要になります。しかし親子の関係は、長い間には様々なことがあり得ます。親が死去する、あるいは親が離婚する、こういったことは十分ありうるわけで、そうするとカードを紛失する心配は大いにあります。

12桁の数字を記憶することは大人でも不可能ですし、ましてや子供はその番号を知らされてすらいらない状態で成長するわけですから、自分の番号が分からないというケースは多々あり得ると思えます。そういったことについては、結局は個人任せになるのかどうか。どのように考えられているのでしょうかお伺いします。

次の点ですが、地方公共団体は個人番号カードについて、条例で定めれば、住民の利便性の向上に資するかたちで独自の利用をすることができることになっております。例えば、図書館の貸し出しカードや印鑑登録証に利用するということを検討している自治体もあるように聞きます。本町においては、そういう独自利用というものは検討されていないのかお伺いいたします。

4つ目ですが、個人番号カードというものは、通知カードを受け取った後に各人が申請をして取得するというふうになっておりまして、各人の申請によるわけでございます。しかし、今述べましたように町独自の利用をすると

ということにもしなるとすれば、むしろすべての町民が個人番号カードを申請するように指導する方がいいのではないかと思います。この点についての考えをお伺いします。また、先ほど子供のマイナンバーが、分からなくなる危険性について先ほど申し上げましたけれども、これに対応するために、子供は中学校を卒業する直前ぐらいに、全員が個人番号カードを取得するように指導した方がよいのではないかと思います。この点についてお伺いいたします。

大きく二点目の財政への影響についてですが、マイナンバー制度の導入によって住民は証明書などの交付申請が少なくて済むこととなりますので、利便性の向上と負担の軽減が図られるわけですが、これを逆の面から言うと、町財政の面から見た場合には、手数料収入が減少をすとか、あるいはほかの自治体からの照会の増によるコストの増といったような要素も考えられるわけですが、このマイナンバー制度の導入によって、そういうふうな財政面への影響については、どのように予測しておられるのかお伺いいたします。また、地方公共団体情報システム機構というものを作ることになっておるわけですが、その機構の負担金というものはどのぐらいになるのかお聞きしたいと思います。以上、質問します。ご答弁をよろしくお願いいたします。

**町長** 田口議員のマイナンバー制度についてのご質問にお答えいたします。

マイナンバー制度は、今議員からも説明がありましたように、平成25年5月31日に公布をされました、行政手続における特定の個人を識別するための番号等に関する法律に基づいた制度でありまして、国民の皆さん一人一人に個人番号、いわゆるマイナンバーを割り当て、各機関が分散して管理保有している個人情報と同一人物であることの確認を正確かつ効率的に実施することで、社会保障、税、災害対策運営において、公平、公正な社会を実現するために設けられた制度であります。なお、法人については13桁の番号が割り振られるというふうな説明を聞いております。

この制度導入のスケジュールにつきましては、平成27年10月からマイナンバーが付番され、通知カードが順次各世帯に郵送され、個人番号カードの交付申請受付が開始される予定となっております。この申請に基づき平成28

年1月からは、個人番号カードの交付が開始されます。そこで議員からは、2項目についてご質問いただきましたので、まず(1)の周知と利用範囲についてのご質問にお答えいたします。

その中で、①について、やむ得ない理由により、住民票の住所地で受け取ることができない方への周知及び準備は万全かということのご質問であります。この対象者の方は、8月24日から9月25日までに居所情報登録申請書を住民票のある市町村に、郵送または持参して申請しておくことで登録された居所に通知カードが郵送されるということになっております。DV被害者につきましては、届け出により居所を把握している方には本人宛にお知らせをしております。その他、把握できない方への周知につきましては、ホームページや携帯サイトへ掲載して周知をいたしております。また、一人世帯の方で、施設等に入所している方につきましては、各地区の民生委員に調査をお願いし、名簿を提出していただきましたので、順次、施設へ申請書を郵送しているところであります。また、マイナンバー制度による通知カードの郵送につきましてはのお知らせを、広報かわたな8月号に掲載し、今月発行いたします10月号には、全体的なことについて掲載してお知らせをしております。ホームページからもマイナンバー制度にリンクできるなど、できるだけ多くの町民の方にご理解をいただけるよう、さらに情報提供に努めてまいりたいと、このように考えております。

②の子供のマイナンバー通知カード、個人番号カードの保管につきましては、ということで質問がっておりますけれども、それぞれの家庭の事情等により、保管の方法も様々であると推測されますが、今後、社会保障制度の利用も踏まえ、生涯にわたって利用する大事なものであることを強く認識していただき、大切に保管していただくよう周知を図ってまいります。

ただいま議員からは、子供の場合は必要ないので、中学校卒業時に取得するように指導したらどうかとのご提言もありましたが、やはり医療費関係の保険証の番号等々にそういったものが活用されますと、やはり出生した時から必要になってまいりますので、それについては今後、情報を収集してまいりたいと考えております。

③の独自利用についてであります。本町での独自利用については、現在のところ考えておりません。今後、他の市町村の状況を見ながら検討してま



いりたいと考えているところでございます。

④のすべての人が申請するよう指導することにつきましては、ご質問のとおり個人番号カードの取得につきましては、各人からの申請により取得していただくものであり、今後は社会保障制度にも利用される予定となっておりますので、指導というより、周知徹底を図っていきたいと、このように考えております。

次に（２）の、財政への影響でありますけれども、ご質問のとおり、この制度の目的である行政手続における書類の提出が一部不要となり、住民の利便性の向上は図られることとなりますが、ご指摘のとおり、住民票や納税証明書等の交付手数料が減少することは明らかであります。他の公共団体からの照会等の増加につきましては、これまで分散していた公共機関から、同一人物であるかどうかの照会業務や、住民異動受け付けの際の通知カードまたは個人番号カードへの新住所への裏書業務等が増加するものと、このように予測いたしております。

地方公共団体システム機構（J-LIS）の負担金は、概算でありますがおよそ500万円程度であります。なお、この500万円全額国から補助金が交付されますので、町の財政負担はありません。以上、答弁とさせていただきます。

**2 番 田 口** 最後の部分から聞きますが、手数料の収入減ですね、そういったものについてはどのぐらいかとか金額的な予測はされていないのでしょうか。

**町 長** 手数料の減収については、私の方では把握しておりませんが、担当課の方でもし予測しておれば、住民福祉課長から答弁をさせますのでよろしくをお願いします。

**住民福祉課長** ただいまの田口議員のご質問の手数料の減少はどのぐらいかということですが、今はまだ計算を詳しくはしておりません。

**2 番 田 口** それでは、最初の周知の点に戻りますけれども、町民への周知というふうなことで申し上げましたが、町民の中にはですね、一個人としての町民というのがありますけれども、事業を行っておられる町民もおられるわけですね。あるいは人を雇っておられる町民もあります。そういう意味で、事業主としてのマイナンバー制度についての関わり方は、一般町民とは

また別のかたちになりうると思うわけですね。例えば、雇用保険の届け出、源泉徴収票などには、各個人の個人番号を記入するようなことになるというふうなことになると思いますので、その周知という点について、事業主である町民に対する周知はどのようになされているのかということと、事業主に対しては、一般町民よりはまた別の注意すべき点があるのではないかと思います。町で配られておりますこのマイナンバー制度についてのリーフレットも、後の方の半分以上は事業主向けの内容みたいになっておるようですが、どのようになされているのかということと、注意すべき内容というものについてももう少しお聞きしたいと思います。

**町長** ご質問の内容が事務的なことでありますので、担当課長から詳細にわたって答弁をさせます。

**住民福祉課長** 事業主の方への説明ということですが、先日、県の説明会に出席をさせていただきました。県の方からですね、商工会の方にそういうことのお知らせがありまして、商工会の方でそういう説明会を開催するというふうに聞いております。あと、事業主の皆さんが注意される点ということですが、個人情報がたくさんございますので、決められた以外のマイナンバーの使用というのを、漏れないようなところを注意していただく必要があるのではないかと考えております。

**2 番田口** まだこれから取り掛かろうというところなので、詰めた議論はしにくいのですが、周知という意味での一つの要素としてお伺いしたいのは、町民には一方で便利になるだろうと思いつつもですね、大丈夫かなという心配もあるのではないかと思います。すなわち個人情報が漏れるということの心配なんですけれども、そういったような安全性というものについての周知と言いますか、どのような仕組みで安全性を保っているのかとか、そこらへんについてはいかがでしょうか。

**町長** このマイナンバーを含む個人情報は、一般の個人情報とは別に特定の個人情報ということで、取り扱いを厳密にしております。本議会でも条例の改正を提案する予定でございます。詳しくは担当課長の方から答弁させますので、よろしくお願ひします。

**住民福祉課長** まだ勉強不足で、なかなかすべてのことは熟知していないのですが、そういう点につきましては、いろいろとセキュリティーに関

して考えられているようでありまして、マイナンバープラスさらに顔認証ということもありましたし、それからマイポータルというようなものも設置されるようでありまして、自分のマイナンバーがどういったことに使われたのかというようなことを、使われた後のことになるんですけども、そういうサイトを見られるということも情報がございますので、今のところはそのぐらいでございます。

**2 番 田 口** 私が思いますにですね、まずマイナンバーを利用する利用範囲というのは、法律の別表によって規定されていて、それ以外には利用しちゃいけないよというような利用範囲がはっきり限定されているということと、それからマイナンバーを取り扱う事業者なども、それ以外の目的では利用してはいけないよ、あるいは取得してはいけないよと。すなわち従業員からですね、その従業員の個人番号を聞かないことには、雇用保険の届け出とかに書き込めないんですけども、その必要の範囲でしか、従業員から聞いても使っちゃいけませんよとか、そういうようにマイナンバーの取得の制限、あるいは提供する制限などが法律によって決まっています、そういうことで安全対策が確保されているということなのかなと思いますが、それでいいのかなというのが依然として疑問が残ります。12桁の数字というと、けっこう大きな数字でありますけれども、1,000億ですかね、たぶん12桁の数字で表せるのは1兆という数字だと思いますが、1兆の数字の中の1億2,000を国民に割り振るわけですから、ランダムに12桁の数字を作っても1,000分の1強ぐらいの確率で誰かに当たるということになるんじゃないかと思いますので、必ずしも完全に安全なのかなというのが疑問なんですけれどもね。

このマイナンバー制度について、しかしこれから取組んでいくわけですし、その番号を割り振るのは市町村長となっていますので、一定の責任が求められると思うんですが、この制度を円滑にかつ問題ないように運営していただきたいと思いますので、そこらへんの気持ちをお伺いいたします。

**町 長** 今議員がおっしゃったように、法律に基づく、いわゆる法定受託事務でございますので、町長の裁量権はありません。法律に従って事務を進めるということだろうと思います。しかし今、おっしゃるように町が付番をしてカードを発行するという事務が委任されておりますので、それにつ

いては議員がおっしゃるように、そういった観点の中で問題発生が起きないように努力をしてまいりたいというふうに考えております。

この付番を設けるということについては、先ほど冒頭で言いましたように、専門業者に委託をしております、その業者から地方公共団体システム機構（J-LIS）という機構ですね。これが実際的には事務を行いますので、遺漏がないように連携して取り組んでまいりたいと思います。以上でございます。

**2 番 田 口** 終わります。

( 1 1 : 4 0 )

**議 長** 次に、高以良壽人議員。

**1 0 番高以良** 議席番号10番高以良です。私は、次の2つのことについて質問いたします。

まず、身体障害者用トイレの設置改善の推進について質問します。

今年3月に策定をされました、川棚町障害者計画及び第4期障害者福祉計画では、第2部障害者計画、第4章施策の推進方向の目標1、「地域で安心して生活するために」の中で、「生活環境の整備の具体的施策の一つとして、公共施設や設備について障がいのある人も安心して利用できるよう、身体障害者用トイレ、エレベーター、スロープなどの設置改善や、段差の解消を図り、バリアフリー化を推進します。」とされています。そこで以下の二点についてお尋ねいたします。

一つ目、身体障害者用トイレの設置改善について、その時期や場所、温水洗浄便座付のトイレにするなど、具体的な計画があるのかお尋ねします。

二つ目、県内の身障者手帳保有者のうちに、膀胱機能障害及び直腸機能障害の該当者は、今年3月現在で2,359人となっております、これに該当する人たちが、人工的に作られた肛門や尿管を持っている人、いわゆるオストメイトの人数とおおむね一致するとみてよいとのことですが、川棚町内では、今年7月現在で29人の方が同様の障がいで手帳を保有されているようです。これらの障がいで、オストメイトになられた方たちは外出時の排泄物の処理などに不安があつて外出を控えているという方も多くおられるのではないかと推測をされます。そこで、身体障害者用トイレについては、単に車いすの利用者や介助をする人が一緒に入れるようなスペースを

広く取っただけのトイレということではなく、オストメイトの方も利用できるように、便や尿を流せる大便器や、汚物の流し台、その他ストーマ部位を洗浄できる温水シャワーなどの設備を備えたトイレにすべきと思いますが、その考えはないかお尋ねします。

次に、JR新谷ガードの改良及び交通安全対策について質問します。

JR新谷ガード、これは橋梁名は三反間となっているようですが、これの改良については、長年にわたり地域住民の大きな願いとして、これまでもいろんな機会を通じて要望がなされてきており、また議会の一般質問でも何度も質問がなされております。過去の一般質問に対する町長の答弁では、線路そのものに手を加えることになる工事については、方法にもよりますが、1億から2億の金を超す金が必要になると思われ、工事も町単独の工事になることから取組むことができない状況であるという内容の答弁がされています。費用のことを考えれば、なかなか厳しいものがあるとは思っていますが、ここは通学路にもなっており、また高齢化が進む中、最近は電動車いすを利用される方も見られるようになりました。私も車を運転していて、このガード下をよく通りますが、幅約5.7メートルの狭いガード下を対向車がスピードを落とさないままカーブの内側を走ってきたりして、ひやっとしたこともあります。

新谷、惣津、西小串地区の線路から海側に居住する人たちにとっては、踏切を通らないで行き来できる唯一の道路で、このガード下を通る自家用車や事業用の車の数も相当の数に上ってきております。また、付近にある工場などへの大きな車の通行も多くみられ、さらに今後、現在工事中の基幹農道川棚西部地区が完成すると、このガード下を通る車の台数はますます増えることが予想されますので、このガードの全面的な改良ということについては、地元にとってはぜひ実現をしていただきたいことの一つになっております。

そこで、平成22年12月議会での先輩議員の一般質問に対する町長の答弁を踏まえ、以下のことについて質問します。

一つ目、線路の土手、これは国道側から見て線路の手前の左側ですが、ここを部分的に掘削除去して、見通しがよくなるようにできないかということについては、ガードを広げない限り見通しは良くなり、逆にスピードアップにつながって、かえって危険性が増すのではないかと考えていると答弁さ

れています。しかし、一般的に道路がカーブして見通しが悪いところについては、カーブの内側を削るという方法で改良工事がなされていると思われ、車のスピードが上がって、かえって危険性が増すのではないかとの答弁には根拠がないように思われますが、何か根拠があるのでしょうか。広くなったからと言って速度を上げることにならないように、標識の設置や、道路への標示等により、安全運転を呼び掛ける方法と併せて行えばクリアできると思われるし、費用の面からみても、ガードの本格的な改良や人道としてトンネルを造るより、安くできるのではないかと思いますので、土手の掘削除去ということについて、再検討していただくことはできないかお尋ねします。

次に二つ目、歩行者の安全対策として、町長は道路標識を設置し、安全対策に努めながら歩行者対策の取組みを今後検討していきたい。警察とか交通安全協会、あるいは地元の意見を聞くなどして、協議の機会を設けていきたいと思っているという趣旨の答弁をされていますが、その後検討をされたのか。また、検討の結果、どのような取組みをなされてきたかお尋ねします。

次に三つ目、ガードの本格的な改良については、費用の面で難しい問題があるとは思いますが、だからといって改良の要望を取り下げること、この地域に住む者にとっては難しいことであると思っています。そこで、ガードの改良ができるまでの当面の緊急避難的な交通安全対策として、標識の設置や道路にセンターラインを引いたり、センサー式の電光掲示板のようなものを設置して、歩行者や対向車の有無を知らせたりするような方法はできないかお尋ねします。以上です。

**町長** 高以良議員のご質問にお答えいたします。

まず、身体障害者用トイレの設置改善の推進についてお答えします。

市町村は、国及び県が策定した障害者基本計画を基本として、障害者計画を策定しなければならないとされており、本町でも先ほど議員から話がありましたように、3月、障がいのある人が地域の中で障がいの有無にかかわらず、お互いに支え合い、安心して充実した生活を送ることができる社会の実現に向けて、ニーズの多様化に対応するとともに、障害福祉施策を総合的、計画的に推進するため、川棚町障害者計画及び第4期障害者福祉計画を策定したところであります。

国が示した指針では、障がい者の社会参加を困難にしている様々な生活上

の障壁を、いわゆるバリアを除去するというバリアフリーが注目されていますが、この方策として地域の住民も参加し、行政も一体となってハード、ソフトの両面から障壁除去に取り組む総合的な福祉のまちづくりの推進は、きわめて有効であると考えており、本町の障害福祉計画にも安心、安全の環境づくりの中で、公共施設や設備について、障がいのある人も安心して利用できるよう、身体障害者用トイレ、エレベーター、スロープ等の設置改善、そして段差の解消を図り、バリアフリー化を推進しますと、このようにいたしております。

そこで、二つのご質問をいただきましたが、①のご質問につきましては、本町において身体障害者用トイレを設置したり改善したりする具体的な計画書は現在策定はいたしておりませんが、公共施設の整備をしたり、改善をしたりする場合は、トイレに限らず、身体障害者に利用しやすい環境を整備してきているところであり、今後もそのような姿勢で取り組んでいきたいと考えております。

②につきましては、現在、川棚駅前のトイレに一カ所設置をしておりますが、①と同様に設置改善の機会があった場合には、必要に応じて整備をしていきたいと考えております。

次に、JR新谷ガードの改良及び安全対策についてのご質問にお答えいたします。

この新谷ガードにつきましては、平成13年9月議会、平成17年9月議会、平成22年12月議会で一般質問をいただいておりますが、ガード改修の有効な手立てがなく、現在に至っております。

今回ご質問の①、線路の土手を部分的に掘削除去して見通しを良くするということですが、土手の掘削除去を行うためには、3.8メートルの高さ制限をしている橋桁防護施設を撤去し、新たな幅に合わせて設置する必要があります。この防護施設は、橋桁を守るためにJRが設置したものであり、改良については、JRとの協議、設計、委託、施工が必要であります。これについては、前回の答弁でもいたしましたように、多額の経費がかかります。また、部分的な改修をしても、完全に見通せないため、カーブミラー等の設置は必要であります。このことから、効果があまり期待できないわりに、経費が相当かかりますので部分的な掘削除去は考えておりません。

②の歩行者対策として、道路標識等の設置や歩行者対策の取組みを検討されたのかとのご質問であります。平成22年9月議会後に、現地を再度確認をしたところ、区画線が消えておりましたので、平成23年度の安全施設整備工事で区画線を引き直しております。その際、国道から向かって右側は1メートルの路肩幅を確保し、安全対策を行っております。安全標識につきましては、ガードの手前と奥にカーブミラーが設置をされておりました。カーブミラーでガードの见えない部分を見通すことができます。そして、ガード奥には横断歩道がある旨の注意喚起のひし形表示がガード手前の路面に設置をしてあります。運転者は横断者の安全のために、徐行してガードに進入する必要があります。こういった対策をしていることから、これ以上の安全標識の設置は行っておりません。

③の緊急避難的にセンターラインを引いたり、標識やセンサー式の電光掲示板の設置はできないかとの質問であります。センターラインを引くためには6.5メートルの道路幅員が必要であります。このガードは、カーブしておりますので、車輪の内輪差を考慮すれば、さらに内外に1メートルずつの拡幅が必要ですので、8.5メートルの道路幅員がないとセンターラインは引くことができません。標識やセンサー式電光掲示板の設置につきましては、現在設置しているカーブミラー等が効果を発揮しておりますので、現状ではご提言に沿うことはできない状況であります。以上、答弁とさせていただきます。

**10番高以良** まず身障者用トイレのことについてですが、現時点では具体的な計画はないということで、今後、整備とか改善をする場合には、そのときに対応したいということだったと思いますが、先ほど言いました今年3月に策定された障害者計画、第4期障害者福祉計画の計画期間は、27年度から32年度までの6年間ということになっております。今後、整備とか改善をする場合には、いつかはそういう時期が来るかもわかりませんが、この計画の実効性ということからいけば、この6年間にどの程度のことをするのか。具体的に数値目標を掲げて取組む必要があるのではないかと思いますか。どうでしょうか。

**町長** お答えします。計画を立てる際には、近年では数値目標を掲げて、そしてそれに基づいて事業を進めていくというのが基本であると言う



ことで、今、議員の方からそういった旨の質問があったわけですが、この計画も今年の3月に策定したばかりでございますので、必要があれば、そういった数値目標を掲げて取組むことにしたいと思います。

実は、冒頭申し上げましたように、基本としては長崎県の条例でも定めてありますように、障がいのある人もない人も共に生きる平和なまちづくり、長崎県づくり条例、こういった条例も制定されておりますので、そういった趣旨に基づいて財源等々の問題もありますので、整備が必要な箇所については、随時整備をしてまいりたいと思っております、これまでもそういった姿勢で取り組んできておるところでありますので、ご理解いただきたいと存じます。

**10番高以良** ぜひ具体的な数値目標を掲げるように、取組みをお願いしていきたいと思えます。

それで、高齢化が進む中でですね、特に下肢とか体幹に障害のある方たちからは、年を取るごとに年々、和式のトイレを利用することが難しくなっているという話を聞いたりします。このことは、障がいのある人に限らず、健常者でも同じことが言えると思われるのでですね、将来的には公共施設への洋式のトイレの数を増やすべきであると思えますけれども、当面の対応として公共施設での身障者用トイレについては、温水洗浄便座付の衛生的で使いやすいトイレへの切り換えを急ぐべきではないかと思えますが、そこらへんの考え方についてお尋ねします。

**町長** お答えします。今議員がおっしゃるとおり、洋式トイレが主流になっておりますので、公共施設についてはそういうふうな方向性を持って整備しなければいけないと思っております、これまでも例えば公会堂においても、城山公園においても、和式トイレから洋式トイレに一部改修をいたしております。いずれにいたしましても、大きな財源が必要となりますので、随時、必要に応じて改善をしていきたいというふうに考えております。

実は、長崎県の条例の中にですね、障がいのある人の求めがあった場合には、特別な事情がないのに合理的配慮を怠ることは差別にあたると、こういった解釈がなされております。合理的配慮というのはどういったことかと申しますと、例えば、トイレの改修についても、和式のトイレを洋式に替える場合、多額の経費がかかる、そういったことで財源が捻出できずになかな

か実施ができないというようなこと、そういったことが合理的配慮という観点においてどうなのかという解釈が今なされておりました、やはり財源の確保というのは、非常に大事な分野でありますので、あくまでも財源確保を前提として、いわゆる合理的配慮を怠らないようにしなさいという指針が出されておりますので参考にさせていただきたいと思っております。以上です。

**10番高以良** 和式トイレを洋式トイレに替えるということについては、答弁がありましたように、費用の面でもかなりかかるのかなというふうに思いますので、なかなか一度にすることというのは難しいのかなと思いますが、町のいろんな施設に身障者用のトイレがありますが、これについてはすでに洋式の便器が取り付けられております。洋式であればですね、便器そのものから全体を替えるということではなくて、便座だけの交換も考えられるのではないかと思いますので、そういう方法ができれば便座の交換は、製品にもよるでしょうけれども、そうお金もかからないでできるようなものもあると思います。その便座を交換して、手洗い用の蛇口らへんから温水洗浄便座の方にパイプで接続すれば、身障者用の洋式のトイレを温水洗浄便座に切り替えるというのは、そう難しいことではないと思うのですが、考えをお願いいたします。

**町長** お答えします。洋式便座であるところは、洗浄式に替えることは便座を交換だけで済みますので、おっしゃるとおりであります。ただあの、公共施設もいろいろありまして、管理人がいないところ、通常、時間帯が来たら閉鎖できるところ、そういったところは管理がしっかりできますので、そういう方向性で進めていきたいと思いますが、いわゆる公園とか、そういった管理人がいないところについては、管理が大変でありますので、即座にそういう方向性を見出すことは困難であろうというふうに思います。以上でございます。

**10番高以良** ぜひ前向きに考えていただきたいと思います。②のオストメイトのトイレのことですが、これも最初の答弁では、現在、駅前で一カ所あると、それは私も把握しておりますが、そのほかの場所については最初の①の答弁と一緒に、整備改善する場合には考えていきたいとのことでした。

障害者の社会参加という、推進ということを考えれば、そういうオストメイトの方たちのことも考えた設備とするべきではないかと思っております。

て、町内の主な公共施設のうちにですね、少なくとも役場とか、総合文化センター、いきがいセンター、そこらへんについては、いつかはしますという程度のことではなくて、できるだけ早くオストメイト対応トイレを設置すべきじゃないかなというふうに思います。理由としましては、役場については、各種手続きに多くの人を訪れる場所であるということ、それから総合文化センターとかいきがいセンターについては、同じように多くの人を訪れる施設でもあるし、また町の地域防災計画の中で避難所にも指定されております。少なくとも、今3カ所程度については、早急にというか、積極的な取り組みをしていただくようお願いしたいと思いますが、そのへんの考えを聞かせていただきたいと思います。

**町長** お答えします。先ほどから言っておりますように、新たにトイレを設置したり改修したりする場合には、そういった考え方で整備をしているつもりであります。

昨年、国体の前に、風の広場に多目的トイレを設置をいたしました。このオストメイト対応にしようかということで、相当議論をしたんですが、風の広場については、そういった方はあまり利用がないんじゃないかということで、あえてこれを断念しております。基本的には、おっしゃるとおりで進めていきたいと思いますが、役場についてはですね、議員もおっしゃるように本館が老朽化しておりまして、トイレの改造ができない状況であります。新たに役場庁舎を建設する場合には、当然、そういった対策が必要ではないかと思えます。基本的には、公民館であるとか、そういったものについては、今議員がおっしゃるように早急に検討したいと、このように思います。以上でございます。

**10番高以良** 身障者用のトイレ、あるいはオストメイトのトイレのことについては、ぜひ前向きに取組みをお願いしたいと思います。

次に、JR新谷ガードの改良と交通安全対策についてお尋ねします。

①については、掘削の場合だけでも多額の費用がかかるということ。それと部分的に掘削しても見通しが良くなれないと。そこらへんもあって費用対効果の面からできないと、考えていないということだったと思いますが、以前の質問に対する答弁の中で、先ほども言いましたけれども、ガードそのものを本格的に改良するのは、2億円を超すお金が必要であろうと。関連した

質問の中で、人道のトンネルを造るには約8千数百万円ぐらいの金額がかかるのではないかということで答弁がなされております。掘削の場合にはですね、8千数百万円よりも少なくて済むと。素人ですけれども、そういうふうに考えております。どの程度ぐらいまでなら部分的な掘削として対応できるか考えておられるのか、そこらへんについてお尋ねいたします。

**町長** お答えします。この新谷ガードにつきましては、先ほども言いましたように、過去数回、改良についての一般質問を受けておりました、その後、JR、それから警察、交通安全協会、町、そういった職員等々で現地調査をして、そして現在に至っております。今、具体的に施工方法についての質問がありましたけれども、専門的なことは建設課長に答弁をさせますけれども、基本的には先ほどの質問の中にもありましたように、構造上は改良する場合には、回転半径というのがありまして、そういったものの基準を満たすためには、先ほどおっしゃったように内側を削ればいいんじゃないかというようなことにはならないのではないかと思います。詳しくは建設課長が答弁をいたしますので、ご理解を賜りたいと思います。

**建設課長** 高以良議員の質問にお答えいたします。担当課の方で18年12月にJRとの現地立ち会い、石積みを含む土羽面の切り取りについて協議をしております。その時のJRの方の意見ということで、まず先ほど申しましたように、ガードの部分が広がらないということで、その手前は広がりますので、広いところはスピードアップにつながると。ガードは狭いままであるので危険性が増すという見解でありました。切り取り部分についてですけれども、そこを切り取った場合に、JRの線路の部分を掘削しますので、そこに土止め矢板、そういったものも必要になってきます。そういったものの費用、そして先ほど言いましたように桁の防護、鉄骨ですね、その部分の撤去をしまして、まず広がった幅に合わせて、また新たに設置をしなければなりませんので、そういった費用ですね、そういったものの概算で、その時で7,000万円程度というふうな概算の費用がはじかれております。そういったことで、どのぐらいなら、ということですが、そこはなかなか費用面だけではなくて、JRとの協議が整うのかどうなのかということもありますので、金額がこのぐらいならできますよというのは、今のところ言えません。以上です。

**10番高以良** 素人ですので、金額は言われた数字が本当だろうというふうに思うしかないんですが、7,000万円かかるのかなというふうに思ったりはしました。

あと、線路の両側、海側と国道側に高さ制限のための桁がありますが、国道側から入って左側、土手が出っ張っている部分にですね、その出っ張っている部分に桁の足が立ってて、もう一つ横に電柱が立っていたりして、土手自体が出っ張っているうえに、大きな桁が立ったり電柱が立ったりして、ますます見通しが悪くなっているという状況もあります。土手の掘削が費用の面でどうしても難しいということであれば、桁だけでももう少し広げてもらうとか、あるいは電柱の移転とか、そこらへんの対応はできないものでしょうか。

**町長** お答えします。以前もそういった提案はありまして、そして土手を削ってくれと、そのためには桁を少し広げるということで提案がっております。前議員から。その時も建設課長が言いましたように、JRと協議して、まず7,8,000万円の経費がかかりますよということ、そしてそれをしても結局見通しが良くなるので、かえって危険性が増すんじゃないかということで、JR側としてはあまり感触のいい返事ではなかったようです。そういったことで今日に至っておりますので、ぜひそこらへんのところはご理解をいただきたいと思います。あと、建設課の方で答弁させます。

**建設課長** 高以良議員の質問にお答えいたします。

そのガードの写真をとって今見ていますけれども、まず電柱と言われましたけれども、そこに電柱はなくて、3.8メートルという標識ですね、それがガードの横に立っています。それで見通しが悪いと言われるのかなと思いますけれども、これを動かしたときに見通しが良くなるのかどうかですけれども、そこらへんはまたJRの方と協議をしたいと思います。

先ほどの高さ制限の3.8メートルの部分だけを広げるというふうなことですけれども、これにつきましても、この大きな鉄骨を支えるために、左側にコンクリートの基礎がたぶん大きな自立式ですので、相当な深さに入っていると思います。それと、JRの土手の方にも支えるための基礎が入っておりますので、これを、例えば左側を切り取って広げてつなぐということでは

きませんので、まず撤去して広げた幅にしなければならないというふうなことです。土手を切り取りませんので、土手の土止めの部分はいりませんが、先ほど言いました金額の3分の2程度は工事費がかかるのではないかと、いうふうに思っております。以上です。

**10番高以良** ガードの改良ということについてはですね、全体的な改良を望むということではありますが、応急的な措置として、桁の部分だけでも、もう少し足をずらしてもらえないかということでも質問したわけですが、ぜひそういう方法も考えられないかということについては検討をお願いしておきたいと思っております。

検討するときにはですね、JRとか、行政とか、あるいは警察を交えた検討ということではなくて、ぜひ地元の意見も聞いてもらえるような、そういう場も一緒に作ってもらえるようにお願いしたいと思っております。

最初の町長の答弁の中でですね、横断歩道も設置されているというような話もありましたが、その横断歩道の場所もですね、実際にはそこを通る歩行者というのは、めったにいないというようなところに横断歩道ができていたりしていますので、そこらへんの場所を決めるにしても、できるだけ地元の意見も聞いてもらえるようなことをお願いをしておきたいと思っております。

それでですね、最後の③のところですが、現在はカーブミラーがあつて効果を発揮していると思うということで、新たな標識とか、センサー式の電光掲示板の設置は考えていないということですが、カーブミラーもですね、常にあそこを通る人で、あそこにカーブミラーがあるというのを知っている人はそこを見るでしょうけれども、気づいていない人もかなりおられるんじゃないかなというふうに思っています。当面の交通対策として、カーブミラーだけじゃなくて、スピードを落とせとか、危ないとか、そういう標識とかですね、センサー式の電光掲示板も、そうは多額の費用はかからないというふうに思っていますので、先ほどの7,000万円とか8,000万円とか、そういう金額ではなく少額でできると思っておりますので、ぜひですね、電光掲示板、あるいは標識の設置、そういうことについて考えてもらえないか、再度お尋ねいたします。

**町長** 何回も言いますように、この件につきましては、ずっと以前から議会でも一般質問があつておりますし、地元の方からもそういった要望

がなされてきております。したがいまして、町としては危険箇所であるという事は認識を持って、何とかしなければという姿勢でおるわけですが、その2億円、財源が捻出できればですね、いわゆる宮津の方に行くガードが何年か前に改良されたように、ああいったすっきりとしたかたちでできないかというふうに思いは描いております。ただ、今まで答弁してきたように、そういう策がないということで、やむなく現状にしております。

そして、センサー式の電光掲示板についてもですね、初めてそういった提案がなされましたので、またJR等々と協議し、あるいは警察等々と協議しながら検討してみたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

何回も言いますように、危険箇所としては十分認識しておりまして、何とかしたいという気持ちだけは持っておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

**10番高以良** 今の最後の町長の答弁、危険箇所ということは認識しているので、何とかしたいということは考えているということでしたので、そこらへんに期待をして質問を終わります。以上です。

**議 長** ここで、しばらく休憩いたします。

(12:24)

(…休 憩…)

(13:30)

**議 長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

**議 長** 次に、山口隆議員。

**1番山口** 議席番号1番、山口です。二点ほど質問をいたします。

まず一点目でございますが、片島公園整備について。片島については、平成26年教育委員会が戦争遺跡として、魚雷発射試験場跡を整備するため、進入路確保としての用地買収がなされた。平成27年には、都市公園として進入路及び散策ルート of 整備のため、新たに用地取得がなされたところではございますが、現在、具体的な整備計画は示されていない。片島公園の整備について、以下の四点について尋ねます。

一つ目、魚雷発射試験場跡の戦争遺跡としての整備計画と、都市公園としての整備はどのように関係するのか。

二つ目、散策路等の整備のための用地取得が新たになされましたが、散策路もしくは遊歩道は、どのような整備計画をなされるのか。

三つ目、片島公園の整備計画は何年計画を考えておられるのか。

四つ目、片島の整備については、平成27年度予算審査特別委員会委員長報告に、単なる戦争遺跡としての整備計画ではなく、地域づくりの一環として、大崎観光とリンクした整備計画等を検討されたいという意見が付されている。この点については、どのように考えているか。

二点目でございますが、プレミアム商品券の追加発行について。

本年6月に地方創生の一環として販売されたプレミアム商品券は、好評のうちにはほぼ完売され、町民にも好評であったと思われます。現在、販売されている商品券は、12月19日までが使用期限であり、現在発行されているプレミアム商品券は、8月末現在で74%の使用状況であったと、このように聞いております。ただ、現在のプレミアム商品券の使用状況等の細かい検証はなされておられません。しかし、プレミアム商品券の発行が、今回1回の発行では、その効果は単発的に終わるものと思われます。本町の大きな課題の一つに、栄町商店街の活性化が言われます。プレミアム商品券を発行することにより、栄町商店街の活性化につながる可能性もあります。今回のプレミアム商品券の発行により、商店街によっては売り上げ増になったとも聞いております。できれば、現在のプレミアム商品券の使用期限後に、関係機関、商工会等と協議して、再度、プレミアム商品券を発行する考えはないか尋ねます。以上です。

**町長** 山口議員の質問にお答えします。ただいま2つの項目について質問いただきましたが、片島公園の整備についてのご質問にお答えいたします。

ご質問の①の戦争遺跡としての計画と都市公園としての整備の関係についてであります。片島公園については、平成26年9月定例会議会において、川棚町都市公園条例の一部を改正する条例を提案し、ご決定をいただいております。その折に説明をしておりますが、片島魚雷発射場跡地につきましては、教育委員会の方で財務省より3分の1を買い取り、3分の2を無償貸し付けを受けておりますが、貸し付けの条件として都市公園に指定する必要があったことから、都市公園としての位置づけをしたものであります。



②の散策路はどのような整備計画かとのご質問でございますが、これにつきましては、片島公園を都市公園として決定していただいた議案の中に、平面図を付けておったと思います。その計画では、平成26年度に教育委員会が進入路確保として用地買収をしておりますが、そこから魚雷発射試験場跡地に行く通路がありませんでした。このことから、用地買収した先端部分から右側へ回るかたちで進入路を計画しておりました。この計画につきましては、教育委員会での試算では、設計に200万円、工事費に2千万円以上かかるとの判断でありました。多額の経費がかかることから、再検討を行った結果、平成27年度に新たに用地取得した山林の方に既設の通路があり、途中、陥没等がありましたが、少ない工事費約200万円程度で整備が可能と判断いたしまして、通路を含む山林を購入し、陥没部分の補修と一部碎石舗装の工事及び看板の設置を行ったところであります。当面は、この通路を散策路として利用していきたいと考えております。このことにつきましては、平成27年3月議会定例会4日目の予算審議の折に説明をいたしております。また、山頂へ登る通路につきましても、そのままのかたちで残し、現段階では手を加えないことにいたしております。

③の整備は何年計画か、それから④の大崎観光とリンクした整備計画についてのご質問についてであります。平成27年度予算審査特別委員会の委員長報告に、先ほど議員も述べられましたように大崎観光とリンクした整備計画を検討されたいとの意見もございましたので、8月に片島公園整備計画を策定したところであります。計画では、平成26年度から4年計画で、平成29年度までとしておりまして、園内散策路の整備、トイレ、防護フェンスの設置を計画しておりますが、財政状況が大変厳しいので、利用者の今後の利用状況や、財源確保の状況を見ながら整備を検討していきたいと考えております。また、大崎観光の魅力を高めて、交流人口を拡大し、周辺地域の活性化を図るため、貴重な戦争遺構が残っている片島公園と大崎観光との連携した取り組みが必要であると考え、今検討を進めているところであります。

次に、プレミアム商品券の追加発行についてのご質問にお答えいたします。川棚プレミアム商品券は、個人消費を一層喚起し、商店街を始め、地域経済の活性化を図るため販売したもので、東彼商工会の発行に町が補助する

かたちで6月19日に販売を開始し、当初2日間でおよそ8,700セット、販売予定セット数の約6割以上を売上げ、また8月4日の二次販売では、販売と同時に一般分の商品券を完売したところであります。

プレミアム商品券発行に要する事業費といたしましては、プレミアム部分に2,850万円、発行事業費に55万円を要しており、そのほぼ全額を国の地域住民生活等緊急支援のための交付金、いわゆる地域消費喚起生活支援型を活用したものであります。また今回は、プレミアム商品券の利用実態を検証するため、購入者にアンケート調査をお願いしており、回収目標300枚以上として回収を進めておりますが、その提出期限が10月22日までとなっており、その後の分析となることから、検証に若干、期間が要するものと考えております。従いまして、議員のおっしゃるとおり、プレミアム商品券は、商店街のにぎわい創出と活性化につながる可能性があるものと考えておりますが、その追加発行に関しましては、今回のプレミアム商品券の効果を東彼商工会と検証したうえで、財源や今後の経済情勢等を踏まえて慎重に判断していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。以上で答弁を終わります。

**1 番 山 口** 片島関連でございますが、これは都市公園としてですね、どの程度整備するのか。それと、もともと魚雷発射場跡というのは、教育委員会が文化遺産の保存というかたちで戦争遺跡として保存していくという説明からスタートしたものだとは私は理解しております。教育委員会の考え方はですね、従来どおりの説明であれば、自然に風化するままでの保存と。これはまったく変わっていないのかということと、それとあと一点はですね、都市公園として整備する場合はですね、周辺を整備するんだろうと考えますが、どのような整備を考えておられるのかですね、その二点をお尋ねいたします。

**教 育 長** 教育委員会としての基本的な考え方は変わっていないのかというご質問でございますが、教育委員会としては、基本的に前申し上げましたとおり、遺構が風化するままに展示保存すると、その基本的な考え方に変更はございません。それからなお、これは文化財としての指定とかそういったものはございませんので、それは付け加えさせていただきます。

ただ、一番の課題は、いかに安全を確保するかということが課題になって

きます。したがって、遺構の崩落あるいは展示方法の瑕疵による見学者のケガ等が予見されますので、そういったことがないように建設課と整備のあり方について協議を進めているところでございます。

**町長** 答えいたします。都市公園としての整備計画でございますが、今、教育長も言いましたように、この戦争遺構については、これまで戦後70年間国有地として65年間管理をして、そのままの状態に放置されていた状況でありました。そこで、戦後70年という節目の時が来るということから、当時、これは平成20年度前後の話でありますけれども、多くの皆さんが片島においでになっているという状況がありまして、前町長がこれを活用して町が譲り受けて、施設の風化するままの状態を保存しながら、戦争の遺構として、平和教育に活用しようという思いで国の方に働きかけをされ、そして川棚町が管理するようになった経過がございます。そういった中で、あくまでも遺構として残っている施設については、そのままの状態に管理していくと、そう言ってもそこにお客さんがおいでになりますと、散策路等の整備等をしなければ見ることはできませんので、町の都市公園の建設課サイドとしては、やはりお客さんが現地に入って、安全に見学できるような方策をとらなければいけないということで、こういった通路とか、安全柵とか、将来的には多くのお客さんがおいでになればトイレも必要だろうと。あるいは駐車場も必要だろうと。そういった最低限の整備をすることで、8月に整備計画をまとめたところでございます。以上でございます。

**1 番 山 口** 片島というのはですね、昔の話をしていいかどうか別個にして、私たちが小学生のころは遠足の場所でもございました。そして現在の片島の状況を見れば、とてもじゃないですけど遠足に行ける場所ではないと。これはおそらくここにおられる方のほとんどがそういう判断をできるんじゃないかと。同じ整備をするのであればですね、やはり遠足ができるようにとは言いませんけれども、それに近いような整備をしてですね、多くの方が片島を訪れる。そういう発想をすべきではないかと。ただ単に、今の町長の答弁でいけば、見学者が増えれば、安全対策を第一にしますよということではなくてですね、やはり片島というのが、これだけの戦争遺構でございますので、その近辺には、若干様相は違いますが、新谷の方にも特攻遺跡の碑もございまして。そういったところと関連付けながらですね、子供たちがそこを訪

れて、もしくは先生方が引率して行ってですね、同じような遺跡を見させることによって平和教育につながるような場所、そういうふうな狙いも考えられると思いますが、こういった考えはないのかお尋ねします。

**町長** お答えします。今議員がおっしゃったような観点から整備計画を作ったところであります。先ほどの答弁の中で、見学者が増えればという話は、見学者が増えればトイレの設置も将来的には必要だろうと、そういった発言の趣旨でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

基本的には、今おっしゃったように、訪れるお客さんが安全で見学できるような体制の整備をしたいと考えております。以上でございます。

**1 番 山 口** この片島の整備がですね、従来の財務省の所有の土地だけであれば、今の説明でだいたい納得いくわけですが、今年度片島全体、山頂含めて用地を取得したわけですね。そしたら、今年度用地を取得した、ほぼ片島全部の用地が町有財産になっていると思っております。その山頂を含めた整備、もしくは利用計画というのがですね、どういうふうに考えられて、山頂付近を考えた部分をどのように活用されているのかですね、その点をお尋ねいたします。

**町長** 先ほどもお答えをしておりますが、1 つには山の方には頂上に戦争遺構がありまして、それと山の中に海の方に行ける既存の道路があったということから、そういった既存の通路整備等が、より格安に工事ができるんじゃないかということで、用地代等々を判断いたしまして相談したところ、今回、取得ができたところでございます。それともう一つ、片島公園の山を取得した要因としては、あそこに地籍上の三角点が頂上にありますので、町の方で管理した方が今後の、いわゆる地上情報の整備等々にも安心だろうということもあって、私もそういう判断をしたわけでございます。そういった中で、先ほど言いましたように問題は財源でございます。現状では財源の確保が非常に厳しいことから、ここ4年間で5千万円程度は捻出できそうだとということで、今回の8月の整備計画の策定ということになったわけでございます。さしあたり最大限の整備をして、そしてお客さんにおいでいただいて、その後の状況でトイレ等の新設であるとか、あるいは駐車場の整備であるとか、そういったことをしていきたいと考えております。以上でございます。

1 番 山 口 ただいまの説明であればですね、平成24年から平成29年までの4年間ですね、トイレであるとか散策路、防護フェンス等の整備を行いたいと。そして、4年間で5千万円程度の財源が何とか確保できないかという今の説明でございますが、まだおそらくですね、平成26年度に教育委員会の方から最初のスタートで、戦争遺跡として風化するままの保存ですね。この部分の説明の時には防護フェンスを囲って、周辺をちょっと整備するぐらいだったという説明を受けましたけれども、現時点でもまったく手がついていないのではないかと。おそらく現在進まれているのはですね、おそらく三差路に陥没の場所があって、それを修繕して、砂利をついたぐらいだと。まだほとんどいく通路ができたぐらいで、まったく整備に手を付けていないのではないかとということであればですね、これはやはり早急にそういうふうな方針を打ち出したのであれば手を付けるべきであろうと思うんですけども、どこから、いつぐらいから手を付けていくのかですね、お尋ねします。

町 長 お答えします。まず先ほど言いましたように、27年8月に整備計画をまとめております。それによりますと、平成26年度は、進入路の用地の購入をいたしておりまして、約300万円がかかっております。そして27年度につきましては、山林の買収と進入路の整備、これに約600万円、そして28年度には先ほど言いましたように、具体的にトイレとか、防護柵とか、あるいは駐車場とか、そういったものを整備するための、いわゆる測量設計を予定しておりまして、これについては平成28年度の当初予算でご提案を申し上げたいと思っております。そして29年度、30年度には、全体的に今の計画の施設が完成するということで考えております。ただ、これだけでもですね、十分安全かと言われたら、そう断言できない状況でもありますので、この山一帯を、あるいは施設一体を今後の観光資源として活かしていくためには、公園整備としての本格的な整備計画が必要でありますので、そのためには、いかに財源を確保するかということになりますので、県や、あるいは直接、先日も本省に行きまして、陳情をしたところであります。以上です。

1 番 山 口 片島についてはですね、今年度に片島ほぼ全域を町有財産として取得されたと。それについての全体像がなかなか見えてこないと。いわ

ゆる議会等で説明を受けたのは、片島の魚雷発射試験場跡、あと周辺の整備についてのみであったと。そういったところで、できれば早い時期に片島全体の、今町長の答弁にあったように、観光資源としての活用、それから公園としての整備計画、そのアウトラインでもいいですから、できるだけ示す考えがあるかどうか、その点を尋ねます。

町長 お答えします。整備計画については、先ほど言いましたように、今年の8月に作った計画がありますので、その説明をさせていただく機会をいただきたいと思います。

それから、今後のことにつきましては、先ほど言いましたように、かなりの経費がかかります。財源をいかにして捻出するかということで今悩んでおるんですが、実は余談になりますけれども、おととい、東京に出張しております、朝のNHKの番組のニュースを見ておりましたら、東京都八王子市に当時の戦争遺構の防空壕がありまして、これを保存しようというボランティアグループの運動があっているようで、そういった状況の説明がありました。一方では、武蔵野市には、当時の飛行機のエンジン部分の発電機を製造している日本一大きい工場があったそうです。これの保存を地域のボランティア団体、NPO法人等が活動してきたけれども、残念ながら解体されたと、そういったニュースがあつておりました、今、戦後70年を迎えて、こういった戦争遺構を今後どう管理保存していこうかということが、国においても、マスコミ等においても取り上げておられまして、いくらかの今後の国での動きがあるのではないかと、そのように期待しております。

1 番 山 口 片島公園についてはですね、やはり我々の年代の人は昔は遠足の間所であつて、非常に楽しませていただいた場所でございます。できれば整備の中にですね、子供たちが片島を訪れて、のびのびとこういうふうな川棚町にも戦争遺跡があつたんだと、見ながら走ってまわれるような場の整備を期待しながら片島についての質問は終わらせていただきます。

次に、プレミアム商品券について、2、3質問いたしたいと思ひます。

先ほど町長の答弁でございましたが、まだ使用期限が12月19日と、3カ月ほど残つておりました、検証は十分でないというのは重々わかりますが、できればせつかくこれだけ好評なのがですね、ほぼ完売されております。あと残つたのが61セットぐらいだと聞いておりますが、ここまで町民

に評判であったプレミアム券を何とか次の発行を考えていただきたい。できれば財源的に非常に厳しい中でございますが、プレミアムの部分を今の20%から15%とか、そして発行枚数にしても縮小するとかですね、そういったことを検討しながら、今後、前向きに発行について検討する考えはないか、あらためて尋ねます。

**町長** お答えいたします。プレミアム商品券の発行につきましては、議員もご承知のとおり26年12月27日に閣議決定されました地方への好循環拡大に向けて緊急経済対策として補正予算が組まれ、全額、国が負担するというところで、この事業が全国一斉に展開をされたところでございます。そういったことで、一定の成果がたぶんあったのではないかと私も期待しておりまして、今その検証結果を待つ段階であります。

第2弾をどうするかというご質問でございますけれども、もし追加発行するとすれば、これは町の単独事業になるのではないかと思いますので、財源の確保をどうするのかということが大きな課題であります。それとこの事業を実施するためには、商工会の方がどう判断されるのかということが第一点であろうかと思いますので、今後、検証結果を踏まえて商工会と議論を深めていきたいと、このように考えております。

**1 番 山 口** 地方創生というのが言われる中でですね、その中の川棚町の課題の一つでもあるのが、栄町商店街の活性化、これは地方創生の中の大きな課題であろうと私自身も考えております。そのような観点から考えればですね、栄町商店街では、ここ数年来、100縁翔店街等を実施しながらですね、栄町商店街の活性化に努められていると。そういった中で、プレミアム商品券を発行することによってですね、発行した分は間違いなく川棚町ですべて消費されるわけです。そして、当然、川棚町で発行した分が川棚町で消費されるわけでございますので、その分はすべて地元の商店街含めた経済効果に寄与すると考えられます。当然、プレミアム商品券の発行の分については、買い物客が町外に流出する防止にもつながる。そういうふうなことから考えればですね、確かに財源的には自主財源になろうかと思いますが、特色ある街づくりの一環としてですね、他町ではやっていないことをやる。そういうふうなことも地方創生の一環ではないかと思っております。そういった意味で、町独自で再度実施するような方向を検討できないかお尋ねします。

町 長 お答えします。まず今回の事業につきましては、先ほども言いましたように国がすべて財源を負担しております。国の財源を地方で消費したということですから、これは地方創生につながっている事業だというふうに思います。今回、追加発行した場合には、先ほど言いましたように、地方単独事業になるのではないかと思います。そういったことから、これについては町の財政状況を考えながら慎重に検討しなければいけないと思っておりますし、もちろん、商店街、あるいは商工会を中心とした商店街がどう判断なさるのか、そういうことも重要なことではないかと思います。今後、総合的に判断しながら考えてまいりたいと思います。以上でございます。

1 番 山 口 以上で終わります。

( 1 4 : 0 5 )

議 長 通告者の質問が終了いたしましたので、これで一般質問を終わります。

以上を持ちまして、本日の日程は全部終了をいたしました。本日はこれにて散会といたします。ご起立願います。お疲れ様でした。

( 1 4 : 0 5 )



地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

川 棚 町 議 会 議 長 \_\_\_\_\_

会 議 録 署 名 議 員 \_\_\_\_\_

会 議 録 署 名 議 員 \_\_\_\_\_